

ゴミ収集日

基本、集積場以外は、お家の前におだしてください。

ごみ減量・リサイクルに神路地域
ご協力ください。

<p>火金</p> <p>町会によって 8:30~ 13:30~</p>		<p>普通ごみ 最大の辺または径が30cm以内のもの或いは棒状で1m以内 一回の収集につき3袋(45ℓ)までをお願い致します</p> <p>特に、カラスによる生ごみの散乱にはご注意ください。 普通ゴミにペットボトルや空き缶を混在しないでください</p>
<p>月</p> <p>8:30~</p>		<p>資源ごみ <small>軽く水洗い</small> 缶・ビン・ペットボトル  プラスチックの容器はダメ 酒・ビールびんなどのリターナブルびんは、購入店へ スプレー缶・カセットボンベ(中身使い切り、穴をあけない) 従来の資源ごみとは別の袋にいれてお出してください。</p>
<p>木</p> <p>8:30~</p>		<p>容器・包装プラスチック  マークのないプラスチックは普通ごみです ペットボトルのキャップやラベルを含む</p>
<p>町会によって 10:00~ 13:00~</p>		<p>古紙・衣類 古紙・段ボールはひもで縛るようにしましょう (新聞紙・チラシ・段ボール・紙パック・雑誌・衣類)</p>

- ・ゴミは「中身の見えるゴミ袋」透明もしくは半透明の袋に入れて自宅の前にだしてください。
- ・普通ゴミにペットボトルやプラスチック容器を混ぜないでください。
- ・当日の朝にお出してください。早朝や前日から出さないようにおわがしいいたします。(カラス・猫の散乱防止)

・収集される方の安全のため、

ゴミは分別・小分けにし、中の水分は十分に切ってください。

大阪市では分別ルールが守られていない場合は啓発シールを貼り、収集せずに残置することで分別排出ルールの徹底を図っています。 (例えば普通ごみの中に多量のリサイクルできるものが混ざっているなど)

大阪市では、区役所などの公共施設や一部のスーパーマーケット等に、乾電池・蛍光灯管・水銀体温計・インクカートリッジの回収ボックスを設置している施設・店舗が開いている間、いつでもお持ち込みいただけます。

区名	店舗・施設名	住所	回収品目			
			乾電池	蛍光灯管 水銀体温計	インクカートリッジ	使用済小型家電
東成	ライフ 今里店	大今里西2-15-17	○		○	
	ライフ 新深江店	神路4-7-19	○		○	
	ライフ 緑橋店	東中本2-8-20	○		○	
	ライフ 玉造店	中道3-12-8	○		○	
	東成区役所	大今里西2-8-4	○	○	○	○
	東成区民センター	大今里西3-2-17	○	○	○	

・粗大ごみ TEL 0120-79-0053

東部環境事業センター 06-6751-5311 開庁時間:8時00分~16時30分
(月曜日~土曜日)

インターネット <https://s-kanfou.com/kankyo-osaKa-u/>

リチウムイオン電池等の拠点回収の開始

2023. 7. 1

全国的に、リチウムイオン電池等の小型充電式電池が家庭ごみに混入され、収集車両や中間処理施設において火災事故が発生していることを受け、火災事故を防止するとともに、リサイクルを一層推進するため、令和5年7月1日（土曜日）から、家庭から排出されるリチウムイオン電池等の拠点回収を環境事業センターで開始します。

1. 回収品目

- ・小型充電式電池
（リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池）
- ・モバイルバッテリー
- ・加熱式たばこ
- ・電子たばこ など



小型充電式電池



モバイルバッテリー等



膨張・変形した電池

2. 回収場所

東部環境事業
センター

[生野区巽中 1-1-4](#)

[06-6751-5311](tel:06-6751-5311)

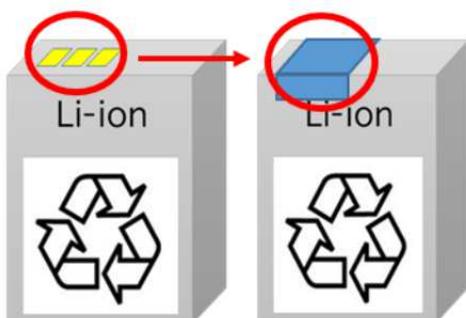
月～土曜日
9時30分～12時
13時～16時



3 回収方法等

- ・ 設置されたリチウムイオン電池等回収ボックスに入れてください。
- ・ 膨張・変形したものは、職員に直接お渡しください。別途密閉容器で保管します。
- ・ 回収したリチウムイオン電池等については、再資源化事業者へ引き渡し、適正に処理及び再資源化を図ります。

注意）電池は、金属端子部（プラス極とマイナス極）及びリード線を覆うようにビニールテープを貼り、絶縁してください。



使用済小型家電の回収について

リチウムイオン電池等の拠点回収の開始にあわせて、既の実施している[使用済小型家電の拠点回収](#)を、次のとおり変更します。

- 使用済小型家電の回収品目について、小型充電式電池が内蔵され取り外すことのできないものも回収します。
- 使用済小型家電の回収品目として、新たに「小型扇風機」を追加します。

回収ボックス設置場所

区役所・区役所出張所等・市役所(本庁)・環境事業センター・大阪府庁(市内40カ所)の公共施設に、専用の回収ボックスを設置しています。乾電池やプリンターインクカートリッジは、ホームセンターやスーパーマーケットでも回収しています。

使用済小型家電回収品目一覧

携帯電話端末	ICレコーダー、ヘッドホン及びイヤホン等音響機器	電気かみそり等理容用機器
パソコン(タブレット端末を含む)	各種メモリ(ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード)	懐中電灯
電話機・ファクシミリ	電子書籍端末	時計
ラジオ	電子辞書	ゲーム機
デジタルカメラ	電卓	携帯ゲーム機
ビデオカメラ	電子血圧計	カーナビ
ポータブルDVDプレーヤー等映像用機器	電子体温計	カーオーディオ等車載機器
ポータブル音楽プレーヤー	ヘッドライヤー	小型扇風機(新規)

・宅配便による自宅回収

大阪市では、国の認定事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社と使用済小型家電の宅配便による自宅回収にかかる連携及び協力に関する協定を締結しています。ご家庭でご不用になった使用済小型家電(400品目以上)を、リネットジャパンリサイクル株式会社が宅配便で回収します。詳しくは、[リネットジャパンリサイクル株式会社のホームページ \(https://www.renet.jp/\)](https://www.renet.jp/)をご確認ください。(回収料金の一部無料があります。)

ごみは分別してお出してください!!



普通ごみ



資源ごみ



容器包装
プラスチック



古紙・衣類

- 大阪市では、ごみの減量を推進するため「普通ごみ」のほかに「資源ごみ」、「容器包装プラスチック」、「古紙・衣類」の分別収集を実施しています。
- ごみを収集する許可業者に対し、分別排出が徹底されていないごみは、収集しないように指導していますので、分別ルールを守ってごみを排出してください。
- 裏面に記載している内容は、大阪市が収集する場合の分別方法です。分別方法が一部異なることがありますので、お住まいのアパート・マンションごとの詳しい分別ルールについては、管理会社等にお問合せください。



中身が見える袋

ごみ袋を使用して排出する際は、必ず**透明または半透明で中身が見える袋**を使用してください。

中身が見えない袋で排出した場合には、**収集しません。**



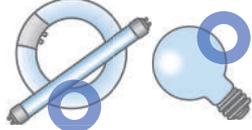
～蛍光灯管の収集方法について～

区役所等で実施している拠点回収に加え、家庭から排出される「蛍光灯管」（電球・グロー球・LEDを除く）は、お住まいの地域を担当する環境事業センターへ電話等による申込みにより、大阪市がご家庭まで回収にお伺いします。申込先は裏面のお問合せ先をご覧ください。

※会社や商店等、家庭以外から出されたものは回収できません。

回収できるもの

蛍光灯管 (直管・環型) ボール型
蛍光灯



回収できないもの

電球 LED

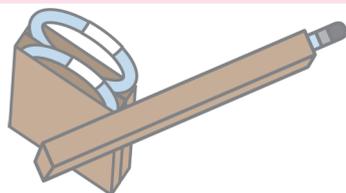


グロー球

会社や商店等、
家庭以外から
出されたものは
回収できません。

蛍光灯が割れている場合

厚紙などに包んで「キケン」と表示してからお出してください。



蛍光灯管は、破損防止のため、紙箱や紙筒に入れるか新聞紙等で包み、蛍光灯管だけをまとめて中身の見えるごみ袋に入れてお出してください。なお、粗大ごみ収集に該当する大きさ（最大の辺又は径が30cmを超えるもの、棒状で1mを超えるもの）の蛍光灯管も回収します。

ごみのマナー

家庭用

大阪市環境局



環境局ホームページ <https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/index.html>

令和5年7月作成

ごみの収集時間帯(目安)をお知らせしています



お住まいの地域ごとのごみ収集時間帯(概ね2時間程度の幅)を環境局ホームページ「大阪市ごみ収集マップ」やごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」にお知らせしておりますので、収集時間帯までにごみをお出しいただきますよう、ご協力をお願いします。

※なお、ご事情によりごみ出しが収集時間帯の直前にできない方は、当日の朝8時30分までにごみをお出してください。



ごみの出し方



大阪市ごみ収集マップ



App Store からダウンロード



Google Play でダウンロード



家庭ごみの分別の徹底をお願いします

大阪市では、限りある天然資源の消費を抑制し、地球温暖化防止など、環境への負荷をできる限り低減させるため、分別収集を実施し、リサイクルを推進しています。

平成25年10月からは全ての市民の皆さんに「ごみは分別する」というルールを守っていただくため、分別ルールが守られていない(例えば普通ごみの中に多量のリサイクルできるものが混ざっているなど)場合は啓発シールを貼り、収集せずに残置することで分別ルールの徹底を図っております。

一層のごみ減量を促進するため、ご理解とご協力をお願いします。

[残置したごみは排出者本人が持ち帰りのうえ再度正しく分別し、普通ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類のそれぞれの収集日に改めてお出してください]

「中身の見えるごみ袋(透明または半透明)」による排出指定制度

普通ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類分別収集で、ごみ袋を使用して排出するごみは、透明または半透明で中身が確認できる袋を使用してください。中身が確認できない袋、段ボールや紙袋などは収集できませんのでごみの排出に使用しないでください。



ごみの持ち出しサービス(ふれあい収集)

大阪市では、ごみの収集の際、一人暮らしのおとしより(65歳以上の方)や、おとしよりだけの世帯、障がいのある方が居住されているご家庭で、「ごみを一定の場所まで持ち出せない。」「ごみをマンションのごみ置き場まで持っておられない。」など、**ごみの持ち出しが困難な方々を対象として**、環境局の職員が無料でご家庭までごみの収集に伺うサービス(ふれあい収集)を実施しています。

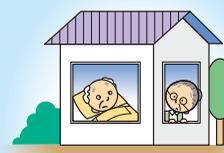


普通ごみや資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類をご家庭まで収集に伺うほか、粗大ごみの持ち出しも行っていきます。詳しくは、お住まいの地域を担当する環境事業センターまでお問い合わせください。(8ページ参照)

安否確認の通報サービス

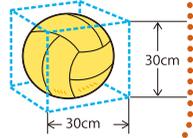
ふれあい収集の際には基本的に「こんにちは、環境局です。ごみを持っていきます。」などと声をかけさせていただきます。「声をかけても返事がない。」「お約束した曜日にごみが出されていない。」

という場合などには、ご希望により環境事業センターから、あらかじめ登録いただいた連絡先に、安否確認していただくよう、通報するサービスも行っています。



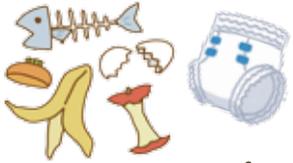


普通ごみとして収集するのは**最大の辺又は径が30cm以内のもの、あるいは棒状で1m以内のもの** (資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類対象品目を除く) で概ね次の品目のごみです。



詳しくは、お住まいの地域を担当する環境事業センターにお問い合わせください。(8ページ参照)

台所ごみ・生ごみ



台所ごみ・生ごみは、水分をよくきってお出してください。



プラスチック製品



容器包装プラスチック対象品目は除く。

ガラス製品



ガラスの破片などは、厚紙などに包んで袋に「キケン」と表示をしてお出してください。

日用品



最大の辺又は径が30cm以内のもの、棒状で1m以内のもの (資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類対象品目を除く)

- 1回の収集につき、**3袋(45ℓ)程度**まででお願いいたします。



- 食用油などは、紙や布にしみ込ませるか、固めるなどしてお出してください。

- 傘やほうきなど袋に入りきらないものをごみに出す場合は、片側を袋に差し込むか「不用品」など、貼り紙してください。



- 剪定ごみや除草ごみは、袋にまとめて収集日にお出してください。ただし、多量の場合は有料となります。

出し方と注意

- 引越に伴うごみや大掃除などで一時的に多量に出るごみについても、有料となりますので、排出される場合は、3ページの「粗大ごみ収集」をご参照ください。



- ライターは使い切り、吸殻・マッチ・花火など、火の気のあるものは完全に消してからお出してください。

- 竹串・ガラスの破片・カミソリの刃などは、厚紙などに包んで袋に「キケン」と表示をしてからお出してください。



- 紙おむつなどは、汚物を取り除き、ポリ袋に入れるなど、臭気が漏れないようにしてお出してください。



分別収集対象品目が混ざっている場合や、中身の見えるごみ袋以外で排出された場合は、啓発シールを貼り、残置します。

(例えば普通ごみの中に多量のリサイクルできるものが混ざっているなど)

からすネット(防鳥用ネット)を貸し出します

大阪市では、からすによるごみの散乱被害を防止するため、大阪市が収集するごみの持ち出し場所(概ね5世帯以上で利用されている場所)に、からすネット(防鳥用ネット)を無償で貸し出します。

大阪市HP

からすにごみを荒らされてお困りのときは



家電リサイクル法対象品目

エアコン・テレビ・冷蔵庫
冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機



ご家庭で不要となったエアコン・テレビ・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機の家電リサイクル法対象品目は、買い換える場合や過去に購入した販売店等がわかる場合について、当該販売店等に引き取る義務がありますので引き取りを依頼してください。大阪市では、引き取りや収集・運搬を行っておりません。買い換え以外で、過去に購入した販売店等が不明な場合の処分方法は、次のとおりです。

処分する対象品目の確認

メーカーや規格(大きさ等)を確認しておく。

郵便局でリサイクル料金を支払う

郵便局に備え付けの「家電リサイクル券」に必要事項を記入し、リサイクル料金を振り込む。(別途、振込手数料が必要です。)

自分で運搬できる

指定引取場(※)へ

処分する対象品目とあらかじめリサイクル料金を支払った「家電リサイクル券」と併せて指定場所に搬入してください。

自分で運搬できない

許可業者(※)へ

大阪市一般廃棄物(ごみ)収集運搬業許可を有している『許可業者』へ運搬を依頼してください。運搬料金を許可業者に支払い、処分する対象品目とあらかじめリサイクル料金を支払った「家電リサイクル券」を許可業者に引き渡してください。

■主なメーカーのリサイクル料金の目安(令和5年7月1日現在)

エアコン	テレビ		冷蔵庫・冷凍庫		洗濯機・衣類乾燥機
	15型以下	16型以上	170ℓ以下	171ℓ以上	
990円	1,870円	2,970円	3,740円	4,730円	2,530円

■リサイクル料金のお問い合わせ先

家電リサイクル券センター

☎ 0120-31-9640 FAX 03-3903-7551

(※) 指定引取場所、許可業者については、環境局ホームページ「家電リサイクル法対象品目の出し方」

<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000369358.html> をご覧ください

粗大ごみ収集 (事前申込・有料)

家庭から出されるごみで、最大の辺又は径が30cmを超えるもの、あるいは棒状で1mを超えるもの、30cm以下のものが入った90リットルまでの袋ごみが対象です。会社や商店等、家庭以外から出されるものは収集できません。品目や大きさにより料金を設定しています。(料金は申込時にお知らせします。)

※エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機については、大阪市では収集できません。(2ページ参照)

〈収集までの手順〉

粗大ごみ収集申込

手数料券を購入

収集日に排出

粗大ごみ収集申込

粗大ごみ収集受付センター



インターネットでのお申込み

<https://ecolife.e-tumo.jp/kankyo-osaka-u/>

24時間、365日、いつでもお申込み可能です。

パソコン、スマートフォン等からアクセスして、画面の案内に従ってお申し込みください。

固定電話からのお申込み

0120-79-0053 (通話料 無料)

携帯電話・スマートフォンからのお申込み

0570-07-0053 (通話料 有料)

受付センターが確認する項目

- 住所
- 氏名
- 電話番号(連絡先)
- ごみ置き場の場所
- 粗大ごみの品目や大きさ、数量

受付センターからお伝えする項目

- 収集日
- 受付番号
- 品目ごとに必要な手数料金額

受付日

月曜日～土曜日(祝日:受付可) 9時～17時

12月29日～1月3日は除く

※月曜日や祝日の翌日、また、受付開始直後はお申込みが多く、電話が繋がりにくい場合があります。



※収集日は、日曜日を除き、お申込みから、インターネットは5日後以降・電話は4日後以降、1か月程度先までになります。

※ふれあい収集(1ページ参照)をご希望の方は、お住まいの地域を担当する環境事業センター(8ページ参照)へお申し出ください。

粗大ごみ処理手数料券の購入

手数料券は、「粗大ごみ処理手数料券取扱店」のステッカー表示がある大阪市内のコンビニエンスストア、スーパーマーケット、郵便局(大阪北郵便局、新大阪郵便局及び簡易郵便局をのぞく)、各環境事業センターなどで販売しています。



取扱店で品目1点ごとに、申込みされた金額の「粗大ごみ処理手数料券」(以下、手数料券)を購入してください。手数料券は、200円、400円、700円、1000円の4種類です。

(見本)



●手数料券は払い戻しできません。購入される際には、まちがいのないよう十分に注意してください。

●手数料券は再発行できません。紛失・破損・貼り付けのまちがい等がないようにしてください。

出し方と注意

●手数料券(シール)に受付番号又は氏名を記入し、品目1点ごとによく見るところに貼り付けてお出してください。

●申込みされた収集日の午前8時30分までに、家の前(集合住宅等については指定場所)にお出してください。

●収集が終わるまで、手数料券の「購入者控(領収書)」を保管してください。



注意事項

●申込みされていないもの、手数料券が貼られていないもの、手数料券の金額が不足しているものは収集できません。

●寝具類等は、かさばらないようにくくってお出してください。

●灯油などの燃料や電池は抜き取ってからお出してください。

●お出しになる形状に関わらず、解体前の手数料金額となります。

聴覚・音声機能・言語機能障がいなどのある方は、ファクシミリ・はがきで申込みができます。

住所、氏名、粗大ごみの品目や大きさ、数量を記載し、右記のとおりお申し込みください。(ファクシミリの場合、ファクシミリ番号もご記入ください。)

ファクシミリの場合

- 粗大ごみ収集受付センター **0120-53-4153** (通話料無料) へ送信してください。
- 収集日・受付番号・品目ごとの手数料金額をファクシミリでお知らせします。

はがきの場合

- お住まいの地域を担当する環境事業センター(8ページ参照)へはがきでお申し込みください。
- 収集日・受付番号・品目ごとの手数料金額をはがきでお知らせします。

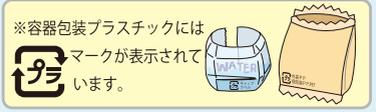
※生活扶助を受けられている方につきましては、申請により手数料の免除がうけられます。詳しくは、お住まいの地域を担当する環境事業センターにお問い合わせください。



対象品目

容器包装プラスチックとは？

「容器」とは商品を入れるもの(袋を含む)、「包装」とは商品を包むもので、容器包装プラスチックとは、その中身を出したり使ったりして中身商品と分離した後、不要となるプラスチック製の容器や包装のことをいいます。



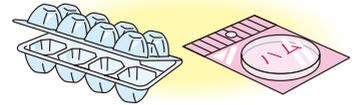
ボトル・カップ・パック類



- うがい薬・目薬などの容器
- 洗剤・シャンプー・リンス・化粧品などの容器



- カップめん・プリン・ゼリーなどのカップ



- 卵・果物・ハムなどのパック
- コンビニ弁当などの容器

- 食用油・たれ・ドレッシング・乳酸菌飲料・ソースなどの容器

※キャップははずしてから一緒にお出しく下さい。

※必ず汚れは洗ってからお出しく下さい。

- 薬・化粧品・日用品などのケース

袋・ラップ・トレイ (皿型容器) 類

- パン・お菓子・野菜等の袋、あめなどの包み (個包装)



- 生鮮食品・コンビニ弁当等のラップ、カップめん等の外側フィルム

- インスタント食品・冷凍食品などの袋
- レジ袋・衣料品・トイレトペーパー・日用品などの袋



- 果物などのトレイ



- お惣菜・生鮮食品・お寿司などのトレイ



- お菓子・カレールウ・海苔等の仕切りトレイ

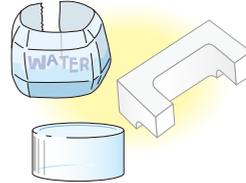
※発泡トレイは、スーパーマーケット等でも店頭回収が行われています。

プラスチック製のチューブ類・その他



- マヨネーズ・ケチャップ・ねりわさび・歯磨きチューブ等のチューブ

※キャップははずしてから一緒にお出しく下さい。
※中身の残っているものは普通ごみにお出しく下さい。



- ペットボトル・スプレー缶・ガラスびん等のプラスチック製のキャップ・ラベル

- 果物・家電製品などの商品を保護する発泡スチロールやシート

対象外のもの

普通ごみにお出しく下さい。

プラスチック製のものでも、商品そのものは対象外となります。

商品の付属品

- 飲料パックのストロー
- 弁当のスプーン
- 洗濯石鹸の計量スプーンなど



商品そのもの

- おもちゃ
- ビデオテープ・CD・DVDとケース
- ボールペン・定規などの文具
- 歯ブラシ
- 洗面器・バケツ



- 使い捨てライター・禁煙パイプ・水きり用袋などの使い捨て商品

出し方と注意

※対象外の品目や汚れがひどいものが混ざっている場合は啓発シールを貼り、残置します。

中身を使いきってからお出しく下さい 汚れは洗ってからお出しく下さい

容器包装プラスチック以外のものは混ぜないでください

- 容器や袋などは中身を使いきり、残りかすが付着していないものは、そのままお出しく下さい。

- 食品などの残りかすがどうしても残る場合は、食器を洗ったあとの残り水などを利用してすすいでください。

- 紙製のラベルやシール(賞味期限や値段表示など)が貼ってあるものは、小さくても簡単に取れるものは取ってください。簡単に取れないものはそのまま容器包装プラスチックとしてお出しく下さい。

ただし、汚れがとれないものは、普通ごみにお出しく下さい。(リサイクルに支障をきたすため)

リサイクル工場で火災が発生しています

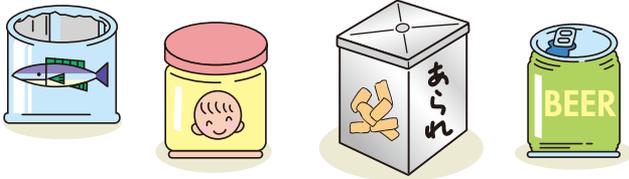
市民の皆さんからお出しいただいた容器包装プラスチックの中に、電子機器(携帯電話・モバイルバッテリー等)・電池(乾電池、リチウムイオン電池等)・ライターなどが混入している場合があり、リサイクル工場では火災が発生しています。これらの品目は、リサイクルの工程で発火する危険性が高いため、容器包装プラスチックとしてお出しいただかないようお願いします。



対象品目

空き缶

- 飲料水・食料品・日用品・化粧品などの金属製の空き缶で、一斗缶以下の大きさのもの
(ただし、スプレー缶・カセットボンベ類は別袋で)



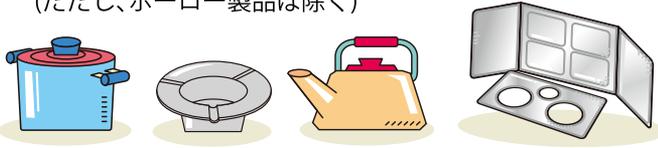
空きびん

- 飲料水・食料品・日用品・化粧品などのガラス製の空きびんで、一升びん以下の大きさのもの



金属製の生活用品

- なべ・灰皿・アルミ箔などの金属製の生活用品で最大の辺又は径が30cm以内のもの、あるいは棒状で1m以内のもの
(ただし、ホーロー製品は除く)



ペットボトル

- しょうゆ・飲料用・酒類などのペットボトルでラベルなどの部分に



の表示があるもの



※スーパーマーケット等でも、店頭回収が行われています。

スプレー缶・カセットボンベ類の出し方【塗料スプレー (ラッカー等) は除く】

- ① 必ず中身を使い切ってください。
- ② 穴をあけずに、透明または半透明の袋に入れてください。



- ③ 従来の資源ごみ(空き缶・空きびん・ペットボトル等)とは別の袋に入れてお出してください。



対象外のもの

- 包丁やはさみ、千枚通しなどの鋭利なもの
- 鉄線や銅線など線状のもの
(収集時や選別時に危険なため)
➔ 厚紙に包んで中身の見えるごみ袋に「キケン」と表示
- せともの類(収集時に危険なため・リサイクルできないため)
➔ 厚紙に包んで中身の見えるごみ袋に「キケン」と表示
- ホーロー製の生活用品 (リサイクルできないため)
- 鉄アレイなどの金属でできた重量物
(収集時や選別時に危険なため)
➔ 中身の見えるごみ袋に「重いので注意」と表示
- 塗料スプレー (リサイクルできないため)
➔ 中身を使い切り、穴をあけずにごみ袋に。



- 有害な薬品や塗料の入った缶・びん
(リサイクルに支障をきたすため)

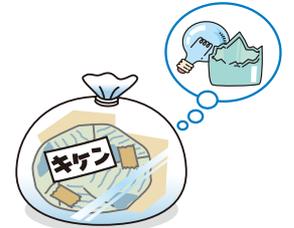
- ➔ 販売店やメーカーなどにご相談ください。



- ガラスコップ・板ガラス・電球などのガラス製品

(リサイクルに支障をきたすため)

- ➔ 厚紙に包んで中身の見えるごみ袋に「キケン」と表示して、普通ごみにお出してください。



※蛍光灯管については、受付回収などによる回収を行っています。(7ページ参照)

「普通ごみ」でお出してください。

出し方と注意

- 空き缶・空きびん・ペットボトルは、中身を出して、さっと水洗いしてください。



- 空き缶・ペットボトルはできるだけつぶしてお出してください。



- 空きびん、ペットボトルについているキャップは、必ずはずして、プラスチック製の場合は容器包装プラスチック、金属製の場合は資源ごみにお出してください。



- ペットボトルのラベルは、ボトルからはずし容器包装プラスチックにお出してください。



※対象外の品目が混ざっている場合は啓発シールを貼り、残置します。



古紙・衣類収集 (週1回)

曜日

大阪市ホームページ
ごみの収集曜日一覧

※出し方のルールが守られていない古紙・衣類は、リサイクルに支障をきたすため、啓発シールを貼り、残置します。

対象品目

- ①から⑥の対象品目ごとに6分別してお出しく下さい。雨の日でも収集します。
- ほかのごみ収集と収集日が重なっている場合は、**場所を少し離して**お出しく下さい。



①新聞・折込チラシ

片手で持ち上げられる程度の量までを4つ折りし、**ひもで束ねて**お出しく下さい。
又は、新聞販売店で配られている透明もしくは半透明の新聞回収袋でお出しく下さい。



②段ボール

粘着テープ・カーボン紙(宅配伝票など)をはがし、**必ずおりたたんで**10枚程度までを**ひもで束ねて**お出しく下さい。
※簡単に取れない金属製の留め具は外さなくてもかまいません。



③紙パック

水洗いして、切り開き、乾燥させてから、**ひもで束ねるか**、中身の見えるごみ袋に入れてお出しく下さい。



紙パック マークのあるもの



④雑誌

- 漫画本 ●単行本 ●カタログ
- 教科書 ●パンフレットなど

片手で持ち上げられる程度の量までを**ひもで束ねて**お出しく下さい。



⑤その他の紙

「新聞・折込チラシ」「段ボール」「紙パック」「雑誌」以外の紙は「その他の紙」でお出しく下さい。

ひもで束ねるか、中身の見えるごみ袋に入れてお出しく下さい。



⑥衣類

- ジャケット ●シャツ ●ズボン
- セーター ●スカート ●着物など

洗濯し、乾かしてから、中身の見えるごみ袋に入れてお出しく下さい。
雨などで衣類が濡れないよう袋の口をしっかり閉じてお出しく下さい。



●シュレッターした紙
(別の袋に入れてお出しく下さい)



●紙袋



●包装紙

●はがき、封筒
(窓付封筒のセロハン部分は切り取って普通ごみへ)



●カレンダー・紙製ファイル
(金具やプラスチック製の留め具は取り外して普通ごみにお出しく下さい)



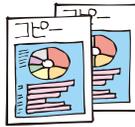
●紙箱 (たたんでお出しく下さい)



●ダイレクトメール



●値札



●コピー用紙



●ポスター



●メモ用紙



- ラップの芯
- トイレトーパーの芯
- テープの芯

引越しや大掃除などで一時的に多量に古紙・衣類を出される場合は、再生資源事業者に収集を依頼してください。
(料金や収集条件については業者によって異なりますので再生資源事業者に直接お問い合わせください。)

※再生資源事業者については環境局のホームページ (<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000182430.html>) に掲載しています。又は環境事業センター (8ページ参照) にお問い合わせください。



対象外のもの

- 対象外のものは普通ごみにお出しく下さい。
- 汚れたものは、品目に関わらず対象外となりますので普通ごみにお出しく下さい。

②段ボールで対象外のもの

- アルミコーティングされたもの
- ワックス加工されたもの

③紙パックで対象外のもの

- 内側がアルミコーティングされたもの

④雑誌で対象外のもの

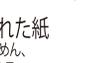
- 紙以外の部分
- 雑誌の付録 (DVDなど)
- ビニール製や布製の表紙など

⑥衣類で対象外のもの

- 作業服 ●ダウンジャケット
- 革製衣類 ●綿(わた)入りのもの
- ビニール製のもの
- 衣類以外のもの(タオル・シーツ・カーテンなど)

⑤その他の紙で対象外のもの

- 油や食べ物の残りかすが付着した紙
- 紙おむつ
- ティッシュペーパー等の衛生紙
- 防水加工された紙 (紙コップ、カップめん、アイスクリームやヨーグルトの容器など)



このマークの中には紙としてリサイクルできないものも含まれますので、マークがついていても次のものは対象外です

これらの紙は、紙としてリサイクルできないので、「普通ごみ」としてお出しく下さい。

- 感熱紙 (ファックス用紙、レシートなど)
- 銀紙
- 捺染紙 (アイロンプリント紙など)
- 感熱発泡紙 (点字などに使用する加熱すると盛り上がる紙)



- においのついた紙 (洗剤や線香の紙箱、石鹸の包装紙など)
- 圧着はがき
- 写真・写真プリント用紙
- カーボン紙・ノンカーボン紙 (宅配便の複写伝票など)



古紙・衣類の持ち去り行為に関する規制について

大阪市では、平成29年4月1日から、古紙・衣類の取り扱いについて規定を定め、持ち去り行為等を規制しています。
持ち去り行為者を目撃・発見した際には、直接声をかけることは避け、目撃・発見した場所、時間、特徴(車両ナンバー等)などを、お住いの地域を担当する各環境事業センターまでご連絡ください。
巡回パトロールや取り締まりに関する貴重な情報源となりますので、ご協力をお願いします。
本市やコミュニティ回収等で排出される上記の①～⑥までの対象品目が規制の対象になります。

コミュニティ回収・資源集団回収を支援します

地域で、コミュニティ回収・資源集団回収の活動に取り組まれている皆さまは引き続き、その活動へ古紙・衣類をお出しく下さい。
大阪市では、コミュニティ回収等の活動を行っている団体に対し、奨励金の支援を行っています。
詳しくは、お住まいの地域を担当する環境事業センターにお問い合わせください。



拠点回収について

回収ボックス

区役所・市役所などに設置しております
一部のスーパーマーケット 設置施設リストは

大阪市 拠点回収

で検索



乾電池

乾電池は、二酸化マンガン、亜鉛、鉄、炭素棒などで作られています。回収された乾電池は、鉄製品や亜鉛地金の原料にリサイクルされます。

受付できるもの

- アルカリ・マンガンの筒形乾電池



受付できないもの

- ボタン電池 ● 充電式電池



※ボタン電池については相談窓口まで(8ページ参照)
※充電式電池については受付回収まで(下記参照)

インクカートリッジ (純正のみ)

インクカートリッジは、再生カートリッジとして再使用するほか、ボールペンなどの材料として様々な用途でリサイクルされます。

受付できるもの

- 家庭用インクジェットプリンター用のインクカートリッジ

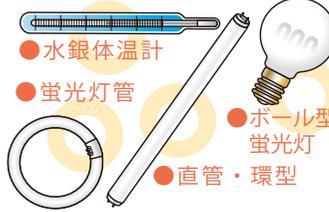


蛍光灯管・水銀体温計

水銀を適正回収しています。回収された蛍光灯管は、ガラススタイルやグラスウール(断熱材)や水銀としてリサイクルされます。

受付できるもの

- 水銀体温計
- 蛍光灯管
- ボール型蛍光灯
- 直管・環型



受付できないもの

- 電球 ● グロー球
- 電球型LED蛍光灯LED
- 電子体温計 (使用済小型家電の回収ボックスへ)



■ 蛍光灯管の出し方

蛍光灯管は、破損防止のため、紙箱や紙筒に入れるか、新聞紙等で包んでお持ちください。また、お子様だけで持込みをされないようにお願いします。



使用済小型家電

● 携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電にはレアメタルなどの貴重な資源が含まれており、この大切な資源を再生利用することを目的としています。

回収ボックス

電池・電気で動き、回収ボックスの投入口(15cm×30cm)に入る大きさの使用済小型家電で次の回収品目のもの

【回収品目一覧】

- ★ 携帯電話端末 (スマートフォンを含む)
 - ★ パソコン (タブレット端末を含む)
 - ★ ヘアドライヤー
 - ★ 電子血圧計
 - ★ ポータブル音楽プレーヤー
 - ★ デジタルカメラ
 - ★ ビデオカメラ
 - ★ 電子体温計
 - ★ ICレコーダー、ヘッドホン及びイヤホン等音響機器
 - ★ ポータブルDVDプレーヤー等映像用機器
 - ★ 時計
 - ★ ラジオ
 - ★ 電気かみそり等理容用機器
 - ★ 電子書籍端末
 - ★ ゲーム機
 - ★ 携帯ゲーム機
 - ★ 各種メモリ(ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード)
 - ★ 電話機・ファクシミリ
 - ★ 電子辞書
 - ★ 懐中電灯
 - ★ 電卓
 - ★ カーナビ
 - ★ カーオーディオ等車載機器
 - ★ 小型扇風機
 - ★ これらの付属品(リモコン、ACアダプタ、ケーブル、充電器)
- 電池は外して、リサイクルにご協力をお願いします。なお、本体に内蔵され取り外せない充電式電池は、本体ごと回収ボックスに入れてください。

その他の回収方法

● 本市と連携する国認定事業者が400品目以上の小型家電を宅配便で回収します。(一部無料)

- リネットジャパンリサイクル(株)

0570-085-800

call@renet.jp

● 資源有効利用促進法に基づき、パソコンメーカー等が、家庭で使用済みとなったパソコンの回収・リサイクルに取り組んでいます。(平成15年10月以前に購入の場合等、一部有料)

- (一社) パソコン3R推進協会

03-5282-7685



受付回収 [環境事業センター]

乾電池・蛍光灯管・水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計・インクカートリッジ・リチウムイオン電池等

マタニティウェア・ベビー服・子ども服・絵本

受付できるもの

- 汚れがなく、再使用できるものであれば少量でも受け付けます。
- 持込み前に洗濯などをお願いします。

受付できないもの

- 汚れなどでリユースに向かないもの
- 音や光が出る絵本 ● シール絵本
- 凶鑑・漫画 ● 仕掛け絵本
- 破れや落書き等がある絵本
- 氏名等、個人情報の記載がある絵本

マタニティウェア・ベビー服・子ども服・絵本のリユース (再利用)

市民の皆さんに提供していただいたマタニティウェア等は、環境事業センターで市民の皆さんに展示提供(無料)しています。

- 実施日 毎月第3土曜日
- 展示及び 9時30分～12時
- 提供時間 13時30分～15時30分



リチウムイオン電池等

回収品目

- ★ リチウムイオン電池などの小型充電式電池
- ★ モバイルバッテリー
- ★ 加熱式たばこ など
- 小型充電式電池は金属端子部やリード線にビニールテープ等で絶縁の上、お持ちください。
- 膨張、変形した小型充電式電池等は、職員に直接お渡しください。

その他の回収方法

● (一社) JBRC会員企業製の小型充電式電池は最寄りのリサイクル協力店(電器店・スーパー・ホームセンター等)に設置されている「充電式電池リサイクルボックス」に入れてください。

- (一社) JBRC 03-6403-5673



大阪市ホームページ
電池の回収について



(一社) JBRC会員
企業・リサイクル
協力店検索ページ

環境事業センター(8ページ参照)では、月～土の8時～16時30分の間、市民の皆さんからのお持込みを受け付けています。※祝日も受付しています。(年末年始を除く)

マタニティウェア・ベビー服・子ども服および蛍光灯管の回収を希望される場合はお住まいの地域を担当する環境事業センターへ電話などでお申し込みください。職員がご家庭まで引取りにお伺いします。

大阪市で収集しないもの

(販売店・メーカー等にご相談ください)

危険なものや処理が困難なものは、収集車両の火災事故、作業員の負傷事故、処理施設の故障などの原因となりますので、ごみとして出さないでください。
 なお、家電リサイクル法対象品目については、大阪市では収集できません。(2ページをご参照ください。)

■危険なものや処理が困難なもの

- 有害な薬品類 ●ガソリン ●オートバイ ●自動車用タイヤ
- ガスボンベ ●灯油 ●ミニバイク ●塗料など ●バッテリー
- 消火器 ●廃油 ●シンナー ●金庫(手提げ金庫除く) ●ピアノ
- その他 ●ボタン電池

■家電リサイクル法対象品目

- エアコン ●テレビ
- 冷蔵庫、冷凍庫 ●洗濯機、衣類乾燥機

■主な市民相談窓口 (参考)

※下記以外の品目については、販売店・メーカーなどにご相談ください。

品 目	相 談 窓 口	連 絡 先
LP ガ ス ボ ン ベ	(一社)大阪府LPガス協会	06-6264-7888
高 圧 ガ ス ボ ン ベ	近畿高圧ガス容器管理委員会	06-6251-5179
カ セ ッ ト ボ ン ベ (中身を使い切ることがむずかしい場合)	(一社)日本ガス石油機器工業会[カセットボンベお客様センター] ※ガスの抜き方を案内しています。	0120-14-9996
消 火 器	(株)消火器リサイクル推進センター ※消火器の処分方法や特定窓口を案内しています。	(株)消火器リサイクル推進センター ホームページ 
オートバイ・ミニバイク	二輪車リサイクルコールセンター	050-3000-0727
ボ タ ン 電 池	最寄りの時計店・電器店・スーパー等に設置されている「ボタン電池回収箱」へ投入 ※リチウムコイン電池(型式番号CRおよびBR)は、普通ごみへ	(一社)電池工業会 03-3434-0261
金 庫	大阪セーフ・ファニチュア協同組合	06-6228-6767

台風等暴風時のごみ収集の中止について

台風が接近し、大阪市においてごみ出し時やごみ収集時に、さまざまな危険を伴う可能性がある場合、ごみ収集を中止することがあります。
 ごみ収集を中止し回収できない地域が発生した場合は、**次回の収集日**をご利用ください。

(中止基準) 収集日当日6時に、気象庁より大阪市に平均風速30メートル以上の暴風が吹くことが予測された場合、次のとおりごみ収集を中止します。

暴風が予想される時間帯	9時から15時まで	15時から18時まで
作業中止の内容	終日作業を中止	12時から作業を中止

ごみの持ち込み

ごみをご自分で処理される場合は電話連絡のうえ、有料で焼却工場へ持ち込むことができます。ただし、持ち込みは1日1回1台です。(4t車までに限ります。)

ごみの持ち込みを希望する前日までに、お住いの区を担当する焼却工場(下記)に予約してください。

- ※予約受付時間 9時~12時・13時~17時(土・日曜、祝日・年始を除く)
- ※受入時間 9時~11時・13時~15時(月・土・日曜、祝日・年始を除く)



大阪広域環境施設組合ホームページ

※ただし最大辺が1mを超えるごみ等については、破碎処理等が必要のため行政区に関係なく舞洲工場(06-6463-4153)にお問い合わせください。

■ごみの持込みの受付工場

お住まいの区	名 称	電話番号
北区・中央区・西区・港区・西淀川区・淀川区	西淀工場	06-6472-3000
福島区・此花区	舞洲工場	06-6463-4153
天王寺区・東成区・生野区・阿倍野区・東住吉区・平野区	平野工場	06-6707-3753
都島区・東淀川区・旭区・城東区・鶴見区	東淀工場	06-6327-4541
大正区・浪速区・住之江区・住吉区・西成区	住之江工場	06-6686-8000
(他工場の状況により持込みしていただく場合があります。)	八尾工場	072-923-4226

犬・猫などペットの死体の引き取り

地域を担当する環境事業センターにご連絡ください。(有料)
 また、飼い主のわからない道路上の犬・猫等の死体についても、地域を担当する環境事業センターにご連絡ください。(無料)
 埋葬、ご供養をご希望の場合は、民間の動物霊園等にご依頼ください。

不法投棄はやめて!

ごみの不法投棄は法律で罰せられます。
 ごみの不法投棄は人に迷惑をかけ、環境を破壊する犯罪です。
 ごみの不法投棄を発見された方は、警察、もしくは地域を担当する環境事業センターにご連絡ください。

在宅医療に伴う注射針などの処理

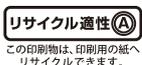
在宅医療に伴う注射針や感染性廃棄物は、治療を受けている医療機関等に返却し、ごみとして出さないでください。

ごみ等についてのお問い合わせ(お問い合わせ時間8時~16時30分)

お住まいの地域	担当の環境事業センター	電話番号	FAX番号	所在地
北区・都島区 淀川区・東淀川区	東北環境事業センター	06-6323-3511	06-6370-3951	東淀川区上新庄1-2-20
旭区・鶴見区・城東区	城北環境事業センター	06-6913-3960	06-6913-3674	鶴見区焼野2-11-1
福島区・此花区・西淀川区	西北環境事業センター	06-6477-1621	06-6477-4602	西淀川区大和田2-5-66
天王寺区・東住吉区	中部環境事業センター	06-6714-6411	06-6714-7787	東住吉区杭全1-6-28
中央区・浪速区	中部環境事業センター出張所	06-6567-0750	06-6567-0721	浪速区塩草2-1-1
西区・港区・大正区	西部環境事業センター	06-6552-0901	06-6552-1130	大正区小林西1-20-29
東成区・生野区	東部環境事業センター	06-6751-5311	06-6753-3041	生野区巽中1-1-4
住之江区・住吉区	西南環境事業センター	06-6685-1271	06-6685-1282	住之江区泉1-1-111
阿倍野区・西成区	南部環境事業センター	06-6661-5450	06-6653-7849	西成区南津守5-5-26
平野区	東南環境事業センター	06-6700-1750	06-6706-2007	平野区瓜破南1-3-40

※大阪市内への転入等により、新たにごみを排出される場合は、地域を担当する環境事業センターへご連絡ください。

■本パンフレットに関するお問い合わせ: 環境局事業部事業管理課 ☎06-6630-3226



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

大阪市ホームページ
「環境事業センター」

